○文部科学省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十二年二月二十二日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄		中欄		下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
今帰仁城跡	昭和四十七年文部省告示第五十八号、昭和五十四年文部省告示第百八十号及び平成二十一年文部科学省告示第百十九号	沖縄県国頭郡今帰仁村字呉我山三謝原	六三番一、六九番、七〇番一、七一番一のうち実測二六四七三・四〇平方メートル、七二番一、七二番二、七二番三、七六番、七七番、七八番、七九番、八〇番二、八八番、九〇番、九五番一、九五番二	今帰仁城跡 附シイナ城跡

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県今帰仁村教育委員会及び今帰仁村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十二年二月二十二日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
柳之御所・平泉遺跡群	平成九年文部省告示第二十号、平成十六年文部科学省告示第百四十七号、平成十七年文部科学省告示第百六号、平成十九年文部科学省告示第百九号及び平成二十年文部科学省告示第四十号	岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所 岩手県奥州市衣川区六日市場	七八番一、八四番一 一四番三、一五番二、一六番三、一九番三、一九番四のうち実測六九二・二〇平方メートル、一九番五、二〇番二、二一番一のうち実測八七七・〇九平方メートル、二一番二のうち実測〇・四三平方メートル、二一番四、二二番一のうち実測二四五・五五平方メートル、二二番二のうち実測一四三番三、四三番四、四三番五、四四番のうち実測三五九・九四平方メートル、四五番六、四六番二のうち実測一二三九・三三平方メートル、四七番三、四七番四、五七番七

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を岩手県教育委員会及び奥州市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

同　七日市場

二番一、三番一、五番二、六番、七番、八番二、八番三、八番四、八番五、九番二、一〇番二、一一番二、一一番三、一二番二、一二番三、一三番二、一四番一、一五番一、一六番、一七番一、一八番一、二〇番、二一番一、二二番、二三番、二四番一、二四番二、二五番一、二五番二、二七番一、二七番二、二八番一、二八番二、三二番一

同　関谷起

四番のうち実測六二五・八四平方メートル、六番のうち実測四二一・八九平方メートル、七番のうち実測二〇四・九七平方メートル、一〇番一のうち実測〇・八三平方メートル、一三番二のうち実測九四・五三平方メートル

岩手県奥州市衣川区六日市場

右の地域に介在する道路敷及び水路敷、岩手県奥州市衣川区六日市場一四番二に南接する水路敷と同二七番一に挟まれ同五七番一に挟まれる同七日市場八番三に挟まれる同七日市場二〇番と同三二番一に挟まれ同七日市場一九番と同二八番一に挟まれる同市場一四番二に南接するまでの水路敷及び同四七番四に南接するまでの水路敷を含む。

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を岩手県教育委員会及び奥州市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅹ座標系を基準とするP一六地点（Ⅹ＝マイナス一一〇二四〇・六〇四メートル、Ｙ＝二二二・一二三メートル）、Ｌ一地点（Ⅹ＝マイナス一一〇二四二・六六一メートル、